

発注見通しの公表

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約により契約の締結が見込まれるので、山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）第 137 条第 6 項第 1 号の規定に準じ、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 11 日

山梨県公営企業管理者 落合 直樹

契約の目的となる 物品又は役務の名称	石和温泉管理事務所管理業務に係る労働者派遣契約
委 託 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契約を締結する時期	令和 8 年 4 月 1 日（予定）
契約の相手方の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所在地が山梨県内にある、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号に該当する施設等（障害者支援施設、シルバー人材センター等）であること。 ○ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。また、次の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。 <ul style="list-style-type: none"> （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） （2）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者 （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 （6）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
その他	本公表における採用決定の効果は、令和 8 年 4 月 1 日の令和 8 年度予算発行時において効力を生ずるものとする。